

契約締結前交付書面

1. 事業者の名称および所在地

事業者名 : 株式会社チャートリーディング

所在地 : 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-39-502

2. 契約の内容

本契約において提供するサービスは、金融商品取引業に該当しない、一般的な経済・金融情報の提供、教育目的のコンテンツ配信等に限られます。特定の金融商品の売買や投資判断に関する助言・推奨は一切行っておりません。

3. 手数料等の対価

提供するサービスの料金は、以下の通りです。

- ・ 月額 4,400 円（消費税込）
- ・ 契約は 6 か月単位となります。

※現在、投資助言・代理業の登録は解除しております。そのため、個別の売買タイミングやポートフォリオの構築等に関する助言は提供しておりません。

4. 金融商品取引法上の重要事項

- ・ 当社は、金融商品取引業者（投資助言・代理業）としての登録を解除しております。
（登録解除日：令和 6 年 12 月 31 日）
- ・ 現在は、金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」としての業務は行っておりません。
- ・ 提供する情報は、あくまで一般的な投資教育・情報提供を目的としたものであり、特定の銘柄や金融商品の売買を推奨するものではありません。

5. 契約期間と申込条件

- ・ 契約期間は 6 か月間とし、以降は自動更新となります。
- ・ 月初・月中・月末の申し込みにかかわらず、申込初月は無料です。
- ・ 課金対象期間は、申込月の翌月 1 日から 6 か月間です。
- ・ 課金方法は銀行振込のみとします。

- お客様は原則として、申し込み完了日を含む 2 営業日以内にサービスの利用を開始できます。
- 無料期間（申込月末まで）経過後の翌月初日をもって契約締結日とし、同日から 10 日間をクーリング・オフ期間とします。
- クーリング・オフ期間中に着金確認ができない場合、当該期間終了と同時に会員資格を失効します。
- 着金確認ができない限り、契約は更新されません（お客様からの意思表示の有無にかかわらず）。
- インターネット接続費用、プロバイダ料金、振込手数料等はおお客様のご負担となります。

6. クーリング・オフの適用について

当サービス契約は、特定商取引法の趣旨に則り、当社独自の制度としてクーリング・オフを適用しております。

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

- お客様は、契約締結日を含む 10 日以内であれば、契約の解除が可能です。
- クーリング・オフの申し出は、メールを含む書面にて行うこととします。
- クーリング・オフによる契約解除日は、お客様が当該書面を発した日とします。
- 契約解除に伴い、損害賠償金や違約金は請求しません。
- クーリング・オフによる解除が成立した場合、報酬は一切徴収せず、支払い済み金額がある場合はご返金いたします。
- 銀行振込で返金する際の振込手数料はおお客様負担とします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

- クーリング・オフ期間経過後も、お客様は書面による意思表示により契約を解除できます。
- 解約の意思表示が当社に到達した時点をもって契約解除日とします。
- 契約解除に伴う損害賠償金や違約金は請求しません。
- 残期間がある場合は、日割りで報酬を返金します（振込手数料はおお客様負担）。